

契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構本体格付の付与に係る年間手 数料	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年7月3日	ムーディーズジャパン株式 会社 東京都港区愛宕2-5-1	会計規程第25条第1項 証券化支援事業(保証型)は、金融機関が証券化を行うため、保証型格付会社 は、金融機関において決定する。保証型MBSの格付けを行うに当たっては、債 務保証を行う機構についての本体格付も必要となるため、金融機関が選定した 同社と随意契約したものである。	予定価格を公表する ことにより機構の事務 又は事業に支障を生 じるおそれがあるた め予定価格は非公表	契約金額を公表しな いことが通例となっ ている契約形態で、相 手方との契約により 実際に個別の金額を 公表しないこととなっ ているため契約金額 は非公表	---	-	
期限前償還モデル構築に関する調 査・研究及びコンサルティング業務	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年7月10日	みずほ第一フィナンシャル テクノロジー株式会社 東京都千代田区大手町1- 1-3	会計規程第25条第1項 本件は、住宅ローンの期限前償還モデルの調査・研究及びコンサルティング業 務を委託するものである。本業務について、企画競争手続(平成20年4月10日公 示)により契約相手方を選定し、随意契約したものである。	75,000,000	69,825,000	93.10%	-	
将来の収益把握の計測方法に係る 助言及び調査	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年7月10日	みずほ第一フィナンシャル テクノロジー株式会社 東京都千代田区大手町1- 1-3	会計規程第25条第1項 本件は、住宅ローンの将来の収益把握の計測方法に係る助言及び調査業務を 委託するものである。本業務について、企画競争手続(平成20年5月8日公示)に より契約相手方を選定し、随意契約したものである。	35,000,000	34,650,000	99.00%	-	
金融証券関連専門講座への派遣研 修	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年7月11日	シグマベイスキャピタル株式 会社 東京都中央区日本橋室町 1-7-1	会計規程第25条第1項 本件は、金融・証券分野における専門知識を有する職員を育成するため、研修 を外部委託するものである。本業務について、企画競争手続(平成20年5月8日 公示)により契約相手方を選定し、随意契約したものである。	2,205,000	1,984,500	90.00%	-	
平成20年度「住生活空間」協賛金	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年7月14日	住生活月間実行委員会 東京都千代田区神田小川 町1-11	会計規程第25条第1項 住生活月間実行委員会が事業を行うための費用は会員からの協賛金等で賄わ れており、機構は住生活実行委員会の構成団体として、平成20年度住生活月間 の協賛金を負担する必要があることから当委員会と随意契約したものである。	1,100,000	1,100,000	100.00%	-	
募集委託並びに償還金支払及び買 入消却事務委託契約(住宅金融支 援機構住宅宅地債券特第83回55)	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年7月18日	株式会社みずほコーポレー ト銀行 東京都千代田区丸の内1- 3-3	会計規程第25条第1項 本業務は、債券の期中管理、償還金の支払いを行うものであり、住宅取得及び 住宅改良予定者が計画的な資金づくりを行うため、最大10年間の積立者の管理 を継続して行う必要があり、随意契約したものである。	予定価格を公表する ことにより機構の事務 又は事業に支障を生 じるおそれがあるた め予定価格は非公表	契約金額を公表しな いことが通例となっ ている契約形態で、相 手方との契約により 実際に個別の金額を 公表しないこととなっ ているため契約金額 は非公表	---	-	
募集委託並びに償還金支払及び買 入消却事務委託契約(住宅金融支 援機構住宅宅地債券特第83回65)	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年7月18日	株式会社みずほコーポレー ト銀行 東京都千代田区丸の内1- 3-3	会計規程第25条第1項 本業務は、債券の期中管理、償還金の支払いを行うものであり、住宅取得及び 住宅改良予定者が計画的な資金づくりを行うため、最大10年間の積立者の管理 を継続して行う必要があり、随意契約したものである。	予定価格を公表する ことにより機構の事務 又は事業に支障を生 じるおそれがあるた め予定価格は非公表	契約金額を公表しな いことが通例となっ ている契約形態で、相 手方との契約により 実際に個別の金額を 公表しないこととなっ ているため契約金額 は非公表	---	-	
引受並びに募集取扱契約(貸付債 権担保第16回住宅金融支援機構債 券)	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年7月25日	ゴールドマン・サックス証券 株式会社 東京都港区六本木6-10-1 JPモルガン証券株式会社 東京都千代田区丸の内2- 7-3 UBS証券会社 東京都千代田区大手町1- 5-1	会計規程第25条第1項 貸付債権担保住宅金融支援機構債券の特殊な商品性を踏まえ、起債運営能 力、販売能力、市場発展に向けた取組、起債運営に関する提案能力等を考慮し た公募・企画競争方式による総合評価を行って主幹候補証券会社を選定し、 評価点の順位に応じ分類した上で、起債スケジュール・見込額をもとに順次指名 したものである。	172,830,000	172,830,000	100.00%	-	

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年7月18日	東京法務局 東京都千代田区九段南1- 1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	8,583,000	8,583,000	100.00%	-	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年7月28日	前橋法務局 群馬県前橋市大手町2-10- 5	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,285,200	1,285,200	100.00%	-	
ビジネススキル研修(基礎編)	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年7月28日	株式会社グロービス 東京都千代田区二番町5-1	会計規程第25条第1項 本件は、ビジネススキルの向上を図るための研修である。本業務について、企画競争手続(平成20年5月15日公示)により契約相手方を選定し、随意契約したものである。	25,200,000	14,700,000	58.33%	-	

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。